

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制 への対応について

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（概要）

- ◆ 一部の青果物（りんご、いちご等※1）の選別・梱包施設について、**食品衛生の観点**から、**保健省告示第386号**に基づき、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です（2019年8月～）。
- ◆ また、上記以外の青果物の選別・梱包施設については、**保健省告示第420号**に基づき、**食品衛生の観点**から、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です。
- ◆ 告示第420号に係る証明書は、2021年10月7日（タイ現地の輸入者が2021年4月11日よりも前に輸入許可を得ている場合）から必要となりました。

第386号対象の青果物※

・ニンニク ・キュウリ ・リンゴ
・キャベツ ・トマト ・イチゴ
・ネギ ・メロン ・ブドウ
・キノコ類 ・スイカ ・ミカン
・ニンジン ・日本梨
等

・ながいも
・さつまいも

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

・柿
・ナス
・キウイ
・サクランボ
・モモ
等

※品目の詳細はp11のタイ保健省告示第386号日本語仮訳を参照ください。

告示第386号又第420号に関する証明書として認められている証明書の例

認定主体	認定・証明書発行の詳細	使用の可否	
		386号	420号
国	<p>「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別選果の施設が対象となります。詳しくはこちらの「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく農林水産省による証明書発行について」を参照ください。 	○	○
	<p>「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づく証明書（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等が策定したGAP等に基づき、定められた衛生管理が実施されていることを第三者が確認していることを証明する書類が必要です。 		○
都道府県	<p>「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書の発行を行っているかどうかについて、施設が所在する各都道府県に御確認ください。 （こちらの「タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口及び対応状況」参照） 	○	○
民間機関	<p>①タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係るJFS規格ver.1.0の適合証明書</p> <p>②JFS-B（製造セクター）ver.1.1, 2.0及びJFS-C（製造セクター）ver.2.2, 2.3, 3.0の認証書</p> <p>③GLOBAL G. A. P.ver5.1, 5.2（選別・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る）</p> <p>④ ASIAGAP ver2.1, 2.2（選別・梱包施設部分（農産物取扱い工程）が認証範囲に含まれるものに限る）</p> <p>⑤JGAP2016（選別・梱包施設部分（農産物取扱い工程）が認証範囲に含まれるものに限る）</p> <p>⑥ISO22000:2005</p> <p>⑦BRC Global Standard for Food Safety</p> <p>⑧FSSC22000ver.4.1, 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①を登録認定機関で取得・更新（※1）に要する費用は施設認定等検査支援事業（p10参照）の対象となります（登録認定機関の一覧はこちら）。 ・ ②～⑧の取得・更新に要する費用は国際的認証取得・更新等への支援事業（p11参照）の対象となります。 	○	○

※1 「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-335.pdf) に基づき認定・発行

※2 「タイ向け輸出食品の取扱要綱」 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-77.pdf) に基づき認定・発行

品目と対応が必要な規制の関係について

タイ向けの青果物の輸出にあたって、品目によっては、保健省告示第386号及び第420号に基づく、**食品衛生の観点**からの選別及び梱包施設の認定に加え、**植物検疫の観点**からの選別・梱包施設の登録及び生産園地の登録が必要になりますので、ご注意ください。

日本から輸出可能

第386号対象の青果物

- ・ニンニク
 - ・キャベツ
 - ・ネギ
 - ・キノコ類
 - ・ニンジン
 - ・キュウリ
 - ・トマト
 - ・メロン
 - ・スイカ
 - ・日本梨
 - ・リンゴ
 - ・イチゴ
 - ・ブドウ
 - ・ミカン
- 等

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

- ・柿
 - ・ナス
 - ・キウイ
 - ・サクランボ
 - ・モモ
- 等

植物検疫※1
(登録等が必要)

- ・ながいも
 - ・さつまいも
- 等

日本から輸出不可※2

- ・西洋梨
 - ・ビワ
 - ・カボチャ
 - ・ピーマン
 - ・トウモロコシ
- 等

※1 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

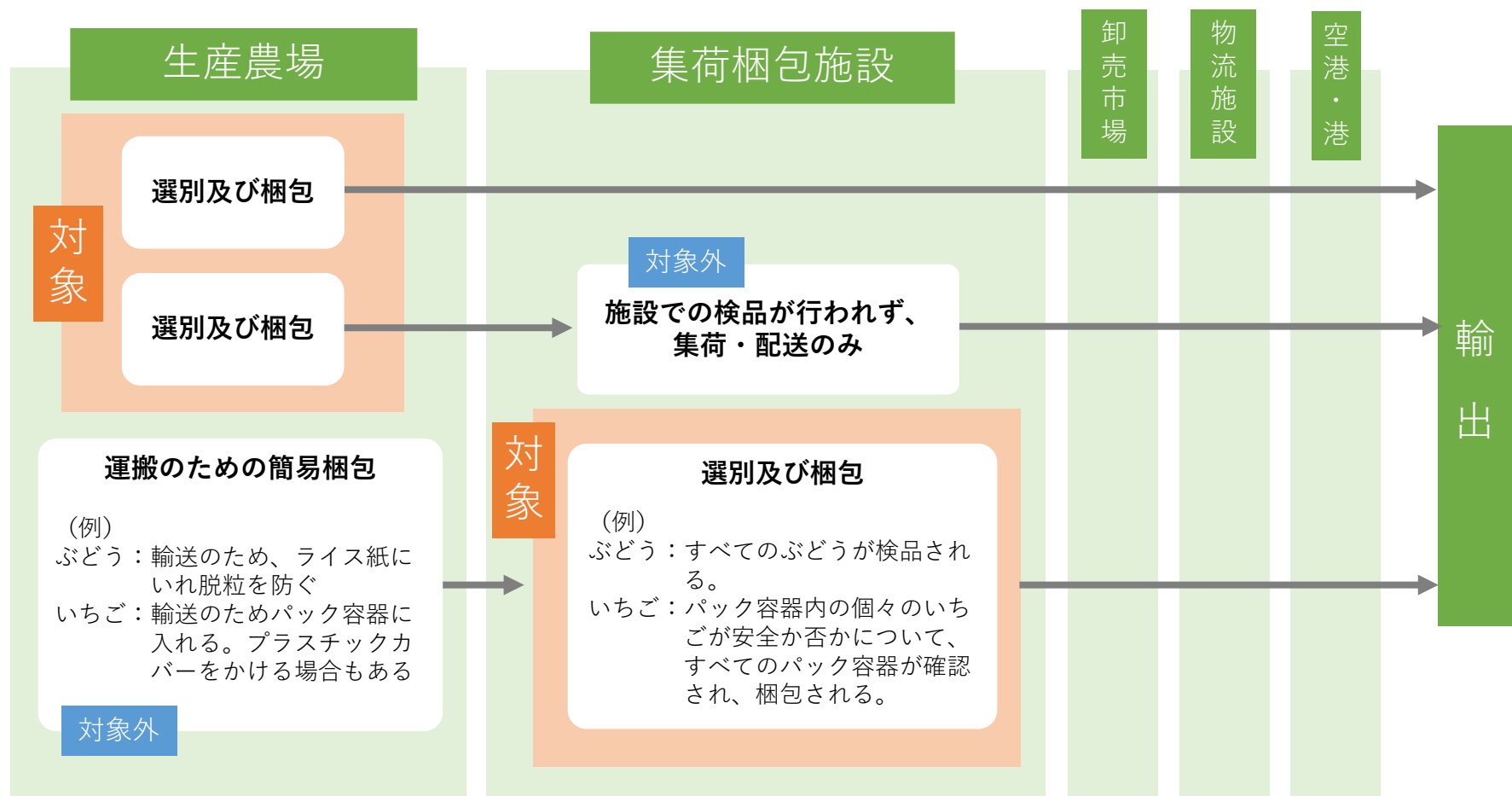
※2 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/thailand/index.html>)

※3 上記の規制以外にも、残留農薬の対応など必要な輸出先国への規制もあることにご留意ください。

対象となる選別及び梱包施設について

対象施設

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が必要です。
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。



対象施設の例 1 (いちごの例)

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が求められています。
生産者が選別・梱包をする場合は、認定が必要なので、ご注意ください。

生産園地



生産者が選別・梱包を完了

【植物検疫】

園地登録、選別・梱包施設の登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定が**必要**

集荷場



生産者が選別・梱包した状態
と同じ

【植物検疫】

選別・梱包施設の登録は**不要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

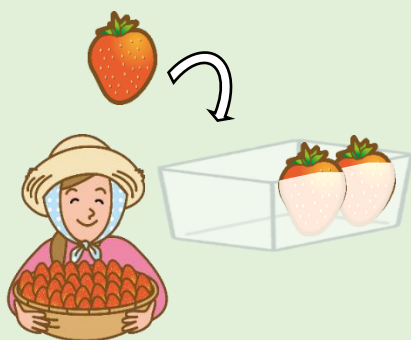
認定は**不要**

輸出

対象施設の例 2 (いちごの例)

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が求められています。
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。

生産園地



生産者が運搬のための
簡易梱包を実施

【植物検疫】
園地登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】
認定は**不要**

集荷場



入荷した青果物を
選別・梱包

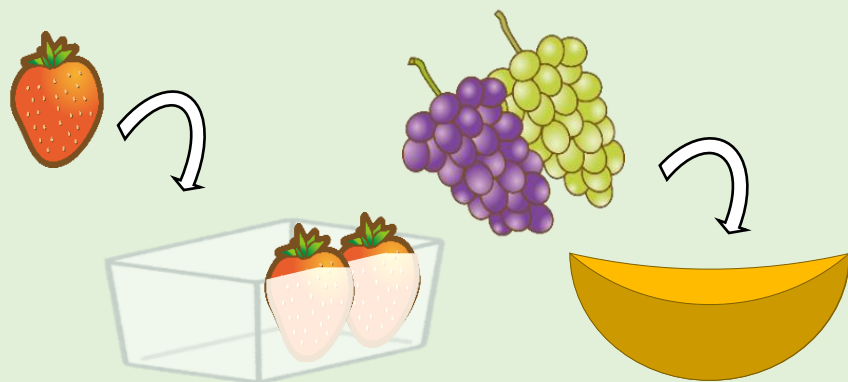
【植物検疫】
選別・梱包施設の登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】
認定が**必要**

輸出

簡易梱包、選別・梱包の例（ぶどう・いちごの例）

簡易包装



生産者が運搬のために行う簡易梱包

(例)

- ぶどう：輸送のため、ライス紙にいれ脱粒を防ぐ。
- いちご：輸送のためパック容器に入れる。プラスチックカバーをかける場合もある。

選別・梱包



青果物の選別・梱包

(例)

- ぶどう：すべてのぶどうが検品され、選別・梱包される。
- いちご：パック容器内の個々のいちごが安全か否かについて、すべてのパック容器が確認され、梱包される。

ラベルについての注意点

- ◆ 告示第386号の対象となる品目については、タイ政府が定めた「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）」（p11参照）により、商品に『**選別梱包施設の名称**』『**選別梱包施設の所在地**』『**生産国**』『**製品名**』の記載が求められています。告示420号の対象品目についても同様のラベルが必要と考えられます。
- ◆ 具体的には、下記の例のようなラベルが考えられますが、下記の例以外でも、求められている情報が記載されていれば、認められると考えられます。

（例1）植物検疫上のラベル（※）に追記する場合

Product of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	<i>Apples</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890</i>
Packinghouse code (PHC)	X-001
Production unit code (PUC)	W-555
EXPORT TO THAILAND	

（例2）植物検疫上でラベルが求められている品目以外の場合

Name of Vegetables	<i>Spinach</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890</i>
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

※植物検疫上で求められるラベルの様式、必要な品目については、詳しくは植物防疫所のHPをご覧ください
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

活用いただける支援事業について

登録認定機関で証明書取得する場合はこちらの事業のうち①のメニューを活用いただけます。

輸出環境整備推進事業のうち

施設認定等検査支援事業

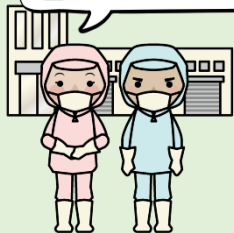
※当該事業は、令和4年度当初予算事業となります。

※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

※成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更がありうることに留意下さい。

1 補助率
定額 タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援事業

事例 タイ向けにリンゴやイチゴを輸出するために認証を取りたい



タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合はその費用を支援します。

2 補助率
定額 タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業

事例 タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい



輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を支援します。(2019年3月31日以降から輸出先国より要求されている場合が対象)

3 補助率
50% タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

事例 インドネシア向けにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けた

事例 タイにいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい



輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで輸出手続の円滑化が図られる場合はその費用を支援します

4 補助率
50% 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

事例 台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選別梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要



輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合、その検査等の費用を支援します。

事業の流れ

国



定額、1/2

民間団体等

公募の情報についてはこちらを参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>)

活用いただける支援事業について

民間機関で証明書取得する場合はこちらの事業を活用いただけます。

輸出環境整備緊急対策事業のうち 国際的認証取得・更新等への支援事業

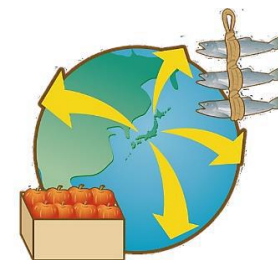
※当該事業は、令和4年度当初予算事業となります。
※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。
※成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更がありうることに留意下さい。

事業内容

輸出拡大実行戦略に定める重点品目等について、事業実施主体が輸出先国が求める検疫等の条件への対応、国際的に通用する認証の取得・更新、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等を行うために必要な経費（青果物について、輸出解禁後に必要となる輸出先国検査官の招へいに係るものを除く。）への支援を行います。

事例

- ・輸出先国が求める検疫等の条件への対応
例：食肉処理施設査察、ハラール認証等
- ・国際的に通用する認証の取得・更新
例：ISO22000等
- ・輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新
例：有機JAS認証等



事業の流れ

国



1/2以内

民間団体等

公募の情報についてはこちらを参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>)

参考リンク

- ◆ **タイ保健省告示第386号及び食品医薬局通知 日本語仮訳**
告示及び通知 https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28718633

- ◆ **タイ保健省告示第420号及び食品医薬局通知 日本語仮訳**
告示 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/24.pdf
通知 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/30.pdf

- ◆ **食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版） 日本語仮訳**
ガイドライン https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf
* 輸入者の作業方法の5（上記pdfの5ページ）に記載されています。
Q & A <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>
* 「タイの輸入青果物に対する農薬規制について」によくあるQ&Aを掲載しています。

- ◆ **残留農薬基準値**
農林水産省HP https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html
* 主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値を掲載しています。

- ◆ **植物防疫所**
問い合わせ先 <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

問い合わせ先

◆ 本省

輸出・国際局輸出支援課（輸出相談窓口）

☎ 03-6744-7185

◆ 地方農政局

北海道農政事務所（生産経営産業部 事業支援課）

☎ 011-330-8810

東北農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 022-263-7071

関東農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 048-740-5351

北陸農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 076-232-4233

東海農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 052-223-4619

近畿農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 075-414-9101

中国四国農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 086-230-4258

九州農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 096-300-6347

沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）

☎ 098-866-1673